

## 埼玉県立大学教授会規程

平成22年4月1日  
規程第73号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第21条第6項の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集及び議長)

第2条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長は、構成員の3分の1以上から要求があったときは、会議を招集しなければならない。

(議事)

第3条 会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、構成員として議決に加わることができない。

4 前2項の規定にかかわらず、教授会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(審議事項の委員会への諮問)

第4条 学部長は、学則第21条第4項及び第5項に規定する事項に限り、必要があるときは常設又は臨時の委員会に諮問することができる。

(代議員会)

第4条の2 教授会は、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成する代議員会を置くことができる。

2 教授会は、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、代議員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(構成員以外の者の出席)

第5条 学部長は、必要に応じ構成員以外の者を教授会に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(傍聴)

第6条 教授会構成員以外の本学の専任教員は、次に掲げる事項を除き、会議を傍聴することができる。なお、傍聴を希望する教員は、事前に事務局に届け出るものとする。

- 一 入学試験の合格判定に関する事項
- 二 学生の身分に関する事項
- 三 教員人事委員会資格審査会の委員候補者に関する事項
- 四 その他学部長が傍聴を認めない事項

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成する。

2 議事録は原則として公開する。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、事務局学生・就職支援担当が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。